

岐阜県公報

目次

規則

○岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の
受講料の不徴収に関する条例施行規則

(教育財務課)

ページ
一

教育委員会規則

○岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(同)

二

規則

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例（平成二十二年岐阜県条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、「高等学校等」とは、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。

(授業料の不徴収の特例)

第三条 条例第一条ただし書に規定する授業料を徴収しないことが岐阜県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 専攻科に在学している場合
- 二 既に高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了している

る場合

三 岐阜県立高等学校における在学期間が全日制課程においては三年、定時制課程においては四年を超える場合（休学、海外留学、病気療養等のやむを得ない事情による場合を除く。）

（受講料の不徴収の特例）

第四条 条例第二条ただし書に規定する受講料を徴収しないことが岐阜県通信教育実施学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない認められる特別の事由がある場合は、次に掲げるとおりとする。

一 既に高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了している場合

二 岐阜県通信教育実施学校における在学期間が四年を超える場合（休学、海外留学、病気療養等のやむを得ない事情による場合を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「並びに保護者及び連帯保証人が連署」を「及び保護者が署名」に改め、同条第二項を削る。

第三十九条第二項中「（授業料及び入学金の納入に関するものを除く。）」を削る。

第四十三条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十二条」を「第十九

条」に、「伝染病」を「感染症」に、「かかっている」を「かかっている」に改める。

第四十三条の二中「第二十二号」の下に「及び岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例（平成二十二年岐阜県条例第二十八号）」を加える。

別記第九号様式の二を次のように改める。

第 9 号様式の 2 (第 37 条関係)

誓 約 書

生徒氏名

上記の者在学中は、校則を守らせるとともに、本人に関する一切の責任を引き受けます。

保 護 者 住 所

氏名

生徒との関係

㊦

年 月 日

岐阜県立 高等学校校長氏名様

別記第十号様式甲「(授業料及び入学金の納入に関するものを除く。)」を添付。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県
岐阜市藪田南二丁目一番一号
庁 県

編 集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター